

---

# 乗換取引（短期売買）管理

## ～投資信託の販売について～

2021年10月1日  
東海東京証券株式会社

---

# 乗換勧誘に係る関連法令諸規則等

---

## ■乗換勧誘について

・法令等において売却する投資信託等と取得をする投資信託等の商品性、顧客のニーズ等を勘案し、投資判断に影響を及ぼすと考えられる**重要な事項を説明**しなければならない。

## ■金融商品取引業等に関する内閣府令 **第123条第1項第9号**

・投資信託受益証券等の乗換えを勧誘する際に、顧客（特定投資家を除く。）に対して、**乗換えに関する重要な事項について説明**を行わなければならない。

<投資信託の乗換え勧誘> **※日本証券業協会／コンプライアンス・ハンドブックより**

●乗換えに、合理性があるか。短期の乗換えに該当する場合は、より慎重に！

●合理性だけでなく、乗換えによるメリット・デメリット（※）をお客様に丁寧に説明。

※乗換えにより想定される将来の効果及び乗換え取引に要する費用や生じうるリスク等

●乗換えに関する重要な事項について説明（※）

※売却する投資信託と取得する投資信託の双方について、比較して説明しましょう

① 投資信託の形態、状況（ファンド名、投資対象、性格等）

② 解約する投資信託の状況（概算損益等（※））

③ 乗換えに係る費用（解約手数料、販売手数料等（※））

④ 償還乗換優遇制度に関する事項

⑤ お客様の投資判断に影響を及ぼす事項

※具体的な金額を説明しましょう

---

# 乗換勧誘に係る関連法令諸規則等

---

## ■金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-2 勧誘・説明態勢（5）

<投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項>

・乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築しなければならない。

- ① 投資信託又は投資法人（以下「投資信託等」という）の形態及び状況（名称、性格等）
- ② 解約する投資信託等の状況（概算損益等）
- ③ 乗換えに係る費用（解約手数料、販売手数料等）

（注）解約手数料、販売手数料等については、各料率並びに解約代金及び購入代金に応じた各手数料の金額（乗換え勧誘時点で確定できない場合は概算額）についても説明する必要があることに留意する。

- ④ 償還乗換優遇制度に関する事項
  - ⑤ その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの
-

## (1) 説明事項

当社では、投資信託の説明を行う場合は、**勧誘・客注問わず、「投信説明シート(取得・解約)」を必ず使用し、重要事項の説明を行っております。**

※乗換時においても同様です。

※「金融商品仲介補助簿」の「投信説明シートのチェック欄」に投信説明シートを使用し説明を行った旨の**チェック**を行います。

### ①投資信託の「重要事項」

元本欠損リスクや、クローズド期間等の権利行使期間の制限のみならず、商品の特性・仕組み、現在の状況、リスク、留意点(クーリングオフの適用が無い事等)、費用、税金、分配方針が含まれます。

### ②投資信託の勧誘に係る留意事項

- ・購入時手数料の料率、金額の説明
  - ・購入後に顧客が負担することとなる費用の説明（信託財産留保額・信託報酬の料率は、目論見書に記載の上限率を説明）
  - ・投資信託の保有期間が長期におよぶほど、1年あたりの負担率が逡減していくことの説明
-

## (2) 短期解約

**短期解約(買付約定日から6ヶ月後の応当日以前の解約約定)**は、以下の場合を除き禁止する。(ブル・ベア型投資信託等を除く)。

### ① 客注

② 経済、市況等の外部環境の大きな変化等により、取得の日から6ヶ月後の応当日以前であっても、保有している投資信託等を換金したほうが、

**顧客にとって有利だと判断できるような状況**のときに、短期解約の勧誘をする場合。

※短期解約に該当する場合は、仲介業者システムの「**投信解約(買取)事前申請書**」にて申請を行っていただきます。

弊社管理職が顧客本人の解約意向、解約理由と解約代金の用途を確認します。弊社管理職の**承認後、受注**を行います。

仲介業者システムの承認欄に顧客より確認した事項を記録します。

---

### (3) 投信乗換え時

勧誘・客注に関わらず投信の解約約定日より1ヶ月以内に投信の買付約定(新規募集の投信については、募集期間の最終日)を行う場合は乗換に該当するものとする。

事前に仲介業者システムにて「投資信託乗換記録簿兼事前承認申請書」を作成し申請する。事後の申請は認めてません。

※同一カテゴリ内の投資信託の乗換えについては、原則勧誘禁止とします。

**「説明シート」を使用して、次に掲げる事項を顧客に十分説明しなければなりません。**

- ① 投資信託等の形態及び状況(名称、性格等)
  - ② 解約する投資信託等の状況(概算損益等)
  - ③ 乗換に係る費用(解約手数料、取得手数料等)
  - ④ その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの
-

## ＜投資信託の乗換えに該当しない取引＞

- ① 定時定額買付により投資信託等を取得した場合。
  - ② 解約をする投資信託等と取得をする投資信託等の決済通貨の種類が異なり、取得する投資信託等の購入代金が別資金である場合。
  - ③ 新規に設定される投資信託等の募集期間の関係で結果的に投資信託等の乗換とされるケースで、取得する投資信託等が別資金での取得である場合。
  - ④ 投資信託の乗換を行い、解約代金の一部が残ったときにその残金で当該乗換に際し取得した投資信託等と同一の銘柄を追加取得する場合。  
例) A銘柄を100万円解約し、B銘柄を70万円買付。A銘柄解約後、1ヶ月以内に再度B銘柄を30万円買付した場合、B銘柄の30万円買付分は乗換に該当しない。
  - ⑤ 投資信託等の乗換を行い、解約代金の一部が残ったときに、その残金で当該乗換に際し取得した投資信託等と異なる銘柄を解約後1ヶ月後の応当日までの間に追加取得し、その追加取得した投資信託等の取得代金に当該残金から充当された額が、当該追加取得した投資信託等の取得代金額の10%以下である場合。  
例) A銘柄を100万円解約し、1ヶ月以内にB銘柄を95万円買付。(A銘柄解約代金5万円残)  
1ヶ月以内にC銘柄を100万円買付した場合、C銘柄買付は乗換に該当しない。  
(A銘柄解約代金残り5万円 + 入金95万円) ⇒ C銘柄買付100万円の10%以内
-

### ＜乗換に該当しない場合の運用フロー＞

- ① 仲介業者システムにて「投資信託乗換記録簿兼勧誘事前申請書」を作成し、弊社IFA担当部署に事前に申請をいただきます。
- ② 弊社管理職等は、顧客の取引履歴等を確認し、投信乗換に該当しない場合、その旨を「投資信託乗換記録簿兼勧誘事前申請書」の特記事項欄に記載します。
- ③ 承認後、顧客より受注し補助簿作成後、弊社IFA担当部署に連絡をいただきます。

### 《FINMACで散見される苦情・あっせん事例》

- ・売却をしたいといったが、担当者に止められ売却できなかった。  
(いわゆる売止め)
  - ・簡単な商品説明のみで、重要なリスクについての説明がなかった。
  - ・強引な勧誘により乗換えさせられた。
  - ・もっと利回りの良い商品に変えますとあって、保険から投資信託に  
乗換えさせられた。
-

---

《当社の概要》

商号等 東海東京証券株式会社

金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号

加入協会 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般社団法人日本STO協会

この研修用資料の権利は当社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようにお願いいたします。

---

## 第5回 「委託正会員コンプライアンス管理に係る打合せ」模様

### ◆開催日時

2021年10月1日（金）14:00-15:00

### ◆出席者

- ・ あかつき証券（永嶋氏）
  - ・ エース証券（佐々木氏）
  - ・ SBI証券（金井氏、山中氏、榎園氏、小瀬木氏）
  - ・ PWM日本証券（高橋氏、武野氏）
  - ・ 楽天証券（大嶋氏、丸目氏、名越氏）
  - ・ 東海東京証券（西村氏、石井氏）
  - ・ ウェルスナビ（平野氏）
- 事務局（入木事務局長、水野顧問、澤岷氏、出久根）

### ◆欠席

- ・ 藍澤証券

## I. 他種別会員への当会活動状況の共有について

水野顧問より、以下報告。

- ・ 当会における議論の経過等については、理事会にて報告するとともに、活動説明会などの機会を見つけて、会員にポイント共有を行う予定。
- ・ 資料中に挙げた検討事項は、現時点で協会としてルール化やガイドライン化をする事項ということではない。管理側がどのような点に留意しているか、または、留意しようとしているかについて、幅広く情報共有することを目指している。

## II. 乗換取引（短期売買）管理 ～投資信託の販売について～

東海東京証券 西村氏より、事前提出資料に基づきご説明。

以下、説明のポイントおよびご意見・ご質問等

### ○ 乗換勧誘に係る関連法令・諸規則等ご説明

金商法、内閣府令、日証協「コンプライアンス・ハンドブック」、金融庁監督指針等ご説明

### ○ 東海東京証券の乗換取引に係る社内ルール等ご説明

#### (1) 重要情報の説明

- 勧誘・客注（顧客注文）問わず、「投信説明シート（取得・解約）」を使用
- 金融商品仲介補助簿の「投信説明シート」にチェックを入れ記録

#### (2) 短期解約

○買付約定日から 6ヶ月後の応当日以前の解約約定は、以下の場合を除き禁止  
(ブル・ベア型投資信託等除く)

- ① 客注
- ② 経済、市況等の外部環境の大きな変化等により、保有投資信託等を換金したほうが、有利だと判断できる状況下での短期解約の勧誘

○短期解約のフロー

- ① 【IFA】 仲介業者システム「投信解約（買取）事前申請書」にて事前申請
- ② 【証券管理職】 顧客の解約意向、解約理由と解約代金の使途を確認・承認
- ③ 【IFA】 受注
- ④ 【証券管理職】 仲介業者システム承認欄に顧客より確認した事項を記録

### (3) 投信乗換

○勧誘・客注に関わらず解約約定日より1ヶ月以内の買付約定（新規募集の投信については、募集期間の最終日）を行う場合は乗換に該当

○仲介業者システム「投資信託乗換記録簿兼事前承認申請書」にて事前申請

○同一カテゴリー内の乗換えは、原則勧誘禁止

○説明シートを使用し、以下説明

- ・投資信託等の形態及び状況（名称、性格等）
- ・解約する投資信託等の状況（概算損益等）
- ・乗換に係る費用（解約手数料、取得手数料等）
- ・その他、（投資信託の性格、顧客ニーズ等を勘案し）投資判断に影響を及ぼすもの

### (4) その他

○乗換に該当しないケース例

- ・定時定額買付
- ・解約と取得で決済通貨が異なり、取得投信を別資金で購入
- ・新規設定投信の募集期間の関係で結果的に乗換とされるケースで、当該投信を別資金で取得する場合など

○乗換に該当しない場合のフロー

- ① 【IFA】「投資信託乗換記録簿兼勧誘事前申請書」を申請
- ② 【証券管理職】 取引履歴等確認、乗換に該当しない場合はその旨を当該事前申請書の特記事項欄に記載・承認
- ③ 【IFA】 受注・補助簿作成後証券の IFA 担当部署に連絡

○ 各社の乗換取引管理体制等

委託証券会社	①短期売買	②短期乗換	③乗換（他商品）	特記事項
東海東京証券	・買付約定日から <u>6ヶ月後の応当日以前</u> の解約約定が該当	・勧誘・客注に関わらず解約約定日より <u>1ヶ月以内</u> ・客注か否かにつき、モニタリングで検証 ・同一カテゴリーでの乗換禁止	・当社内の商品のみモニタリング（保険取扱い無し）	・所属 IFA にも証券の営業部隊と同一ルールを適用 ・乗換等に係るルールが IFA に浸透しており、モニタリングで引っかかることはほぼない ・投信は、中・長期保有前提だが、短期売買や、乗換ルールで定められた期間後（例えば6ヶ月や1年等）に売却勧誘のうえ乗換を行っているケースがある
あかつき証券	・買付約定日から <u>90日の応当日以前の売却</u> が該当	・保有投信の売却日より <u>1ヶ月以内</u> ・同一カテゴリーでの乗換禁止（国内外など、投資対象等でカテゴライズ）	・外債⇔投信は、他商品間乗換取引とみなす ・以前は、他商品乗換の範囲を現在よりも広く設定していたが、不評につき廃止 ・自社内の取引のみ対象	・所属 IFA にも証券の営業部隊と同一ルールを IFA 適用 ・元からある資金か、投信売却資金からの乗換かの区別が困難（現状、当該取引については、乗換に該当するものとして、申請書を提出してもらっている）
エース証券	・買付約定日から <u>90日の応当日以前の売却</u> が該当	・解約約定日より <u>1ヶ月以内乗換申請要</u> ・投資対象国、投資対象等を基に、投信を4分類し、その4項目が同じ銘柄での乗換を原則禁止している（客注の場合は、顧客に直接ヒアリングのうえ可否判断） ・金額の多寡に関わらず乗換とみなす	・以前は、外債の売却資金での投信購入時には、乗換申請の提出を求めていたが、現在は外債残高減少により廃止	・あかつき証券と同様に、元からある資金か、投信売却資金からの乗換かの区別が困難な場合でも、乗換申請を提出してもらっている ・所属 IFA にも証券の営業部隊と同一ルールを IFA にも適用 ・売り止め禁止
SBI証券	・買付約定日から <u>3ヶ月の応当日以前の売却</u> が該当 ・客注の場合は、委託注文書提出	・解約約定日より <u>1ヶ月以内</u> を乗換とみなす	・株式を除く、投信⇔債券は他商品乗換取引とみなす ・保険等、他社商品は管理不可、監査対象外	
PWM 日本証券	・買付約定日から <u>6ヶ月の応当日以前の売却</u> が該当	・解約約定日より <u>3ヶ月以内</u> を乗換とみなす	・投信⇔債券は他商品乗換取引とみなす（株、保険は取扱い無し）	・短期売買は営業日報に理由を入力するルール（客注の場合も含む）としており、月次で入力状況をチェックしている。 ・乗換は乗換勧誘記録を作成するルール（客注も含む）としており、月次で内容をチェックしている。 (700~1000件/月)
楽天証券	・短期売買ルール無し。ただし、モニタリングにおいて、短期売買傾向の強い IFA に対しては、規制をかけている。また、IFA とその管理者に改善策の提出を	・保有する投信の解約と新たな投信の買付をセットで勧誘する場合を申請対象としている（期間での縛りなし） ・投信の買付に対し、 <u>1ヶ月遡りモニタリングを実施し、乗換に該当しない</u>	・投信⇔債券は、他商品乗換とみなしモニタリングを実施	

	求めている	<b>か確認。該当の可能性がある場合は、顧客ヒアリングを実施</b> ・売却または買付の一方をインターネットで実行した場合は、乗換勧誘とみなし、「乗換勧誘の記録シート」に詳細を記録のうえ、当社の内管によりチェック・承認を行う ・同一カテゴリ内での乗換制限なし。ただし、合理的な理由があるかを、IFA と当社の双方で精査のうえ、承認を行っている		
ウェルナビ	投資一任で決まった投信のみ購入できるようになっているため、乗換という概念無し			

<水野顧問によるポイント整理>

全体として、短期売買、乗換共に、ほぼ同等のルールで対応しており、また、クレームなども特に発生している様子もなく、しっかりと管理されている印象。

なお、他社で保有している商品からの乗換や保険⇄投信の乗換えについては、現状、委託証券会社の管理対象とされておらず、IFA での管理に委ねられている。

また、客注（顧客注文）による短期売買・乗換の場合、実務的に顧客あて意思確認をどの程度行うかがポイントと史料。

<SBI 証券：金井氏よりコメント>

証券会社と IFA の営業スタンスの違いに、投信への取組みが挙げられる。

証券会社では、営業員の成績は販売手数料によるところが大きく、乗換が誘発されやすい傾向にあったが、近年では乗換規制が厳しくなり、資産残高の積み上げにシフトしている。

一方、IFA においては、10 年以上前から、基本的に投信の信託報酬による安定的な収益源の確保がベースとなっており、短期売買や乗換による手数料稼ぎは少ないと感じている。

◆次回（第 6 回）

日 時：11 月 5 日（金）14：00

テーマ：監査手法（監査項目、頻度等）

担当： PWM 日本証券

以上